

大阪府立漕艇センター料金の還付・減免関係規定

指定管理者 一般社団法人大阪ボート協会

○ 料金の還付基準

大阪府立漕艇センター（以下で「センター」という。）の利用承認を受けた者が、利用の申込みを取り消した場合の利用料金の還付は、大阪府立漕艇センター条例施行規則第 11 条に定める天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 暴風警報等、警報が発令され主催者が行事を中止した場合
- (2) インフルエンザ等の感染防止対策のため学校長その他主催者が行事を中止した場合
- (3) 交通機関の事故等により施設を利用できなかった場合
- (4) 指定管理者の都合による日程変更で利用できなくなった場合

○ 料金の減免基準（障がい者団体利用対応を含む）

大阪府立漕艇センター条例施行規則第 12 条に基づきセンターの利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- 1 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、一時的に、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合 全額
- 2 以下の障がい者等の個人が使用するとき 全額
 - (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
 - (イ) 精神保護及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
 - (ウ) 知的障がいのある者と判定されて療育手帳の交付を受けている者又は公的機関が発行する証明書等を有する者及びその介護を行う者
- 3 以下の障がい者等の団体が使用するとき 1/2
 - (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者が組織する団体
 - (イ) 精神保護及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が組織する団体
 - (ウ) 知的障がいのある者と判定されて療育手帳の交付を受けている者又は公的機関が発行する証明書等を有する者が組織する団体
- 4 付帯設備を利用するとき 上記 1・2・3 に準ずる
- 5 府下の高等学校漕艇部（クラブ）が艇庫を使用するとき 1/2
- 6 その他指定管理者が適当と認めるとき その都度定める額

○ 料金の減額の取扱要領（障がい者団体利用対応を含む）

大阪府立漕艇センター条例施行規則第12条第2号に基づく障がい者等に係るセンターの利用料金の減額に関する事務の取扱いについては、次のとおりとする。

（減額事務）

1 障がい者等の適用範囲について

- （1）知的障がい者で公的機関の発行する証明書とは、特別支援学校の学校長の発行する証明書（生徒手帳を含む）及び医療機関の発行する証明書等をいう。
- （2）減免の対象として取り扱う介護者の人数については、障がい者1名につき原則として1名とする。
- （3）障がい者のために設置された学校、施設は障がい者等が組織する団体とする。
- （4）障がい者が集まった任意のグループの場合においても、障がい者等が組織する団体として取り扱う。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月1日から施行する。